\bigcirc 環農 林 境水 産 省省 告示 第 号

農薬 取 締 法 (昭 和二十三年法律第八十二号)第二条第一項の規定に基づき、 特定農薬を次のように定め

平 成 十五年三月 十 日 か 5 施行する。

平 成 十五 年三月 匝 日

農林 水 産大 臣 大 島 理 森

境 大 臣 鈴 木 俊

環

天敵

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

又

昆 虫 綱 及 U ク Ŧ 綱 に 属 す る 動 物 (人畜 12 有 害 な 毒 素を産 生するものを除く。 で あって、 使 用 場 所 を同

項 都 \mathcal{O} 規 道 定 府 に 県 ょ 内 り 離 指 定 島 され (そ た 地 同 項 域 \mathcal{O} 全 離 部 島 振 興 は 対 策 部 実 が 施 離 地 島 域 振 E 興 含 法 ま (昭 れ る島、 和 二十八年 小 笠 法 原 諸 律 第七 島 振 興 十二号) 開 発 特 第二条 別 措 置 法

昭 和 兀 + 兀 年 法律第 七 + · 九 号) 第二 条 第 項 12 · 規定` す る小 笠 原 諸 島 \mathcal{O} 区 域 に 含ま れ る 島 奄 美 群 島 振 興

開 発 特 別 措 置 法 (昭 和 一 九 年 法 律 第 百 八 十九 号) 第 条に ·規定` す る奄 美 群 島 \mathcal{O} 区 域 12 含ま れ る 島 及 び 沖

振 興 特 別 措 置 法 伞 成 + 匹 年 法 律 第十四号) 第三条第三号に規定する離 島 を 1 う。 に あ 0 7 は 当該

縄

第

二 一以外のもの

及び食酢

エチレン、 次亜塩素酸水 (塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。)、

重曹